

公共施設の使用料適正化に関する方針

令和4年3月

唐津市

目 次

1	背景と目的	1
2	現状における課題	2
3	見直しの考え方	2
	(1) 負担の公平化（受益者負担の原則）	2
	(2) 算定方法の明確化（透明性の確保）	2
	(3) 減免適用の厳正化	2
4	対象施設	2
5	使用料の算定	3
	(1) 原価の算出方法	4
	(2) 受益者負担割合	6
6	消費税相当額及び地方消費税相当額	9
7	料金の端数の考え方	9
8	使用料設定の例外	10
	(1) 用途による料金設定	10
	(2) 小人（児童等）の料金設定	10
	(3) 市外利用者	10
	(4) アマチュア以外の単価設定	10
	(5) 営利目的等利用者	10
	(6) 延長料金の設定	10
	(7) 時間帯の取扱い	10
	(8) 最低金額の設定	11
	(9) 同種施設のグループ化	11
	(10) 改定時における見直しの特例	11
	(11) 政策的な料金設定	11
9	激変緩和措置等	11
10	指定管理者制度を導入している施設の取扱い	12
11	減免の取扱い	12
12	改定の時期及び周期	12
13	その他	13
	(1) 付属設備や夜間照明について	13
	(2) 冷暖房料金について	13
	(3) 基本方針の見直し	13

1 背景と目的

地方公共団体は、住民の福祉の増進のため、住民のニーズや地域の特性等を考慮し、生活の向上や健康の増進などを目的としたさまざまな施設（以下「公共施設」という。）を設置及び運営しています。

これらの公共施設の多くは、その利用に際して、利用者に一定の使用料を納めていただきますが、この使用料は、利用者がその施設を利用することによって受ける利益またはサービスの対価として負担していただくもの（受益者負担）です。

しかしながら、本市の公共施設の使用料設定には明確なルールがなく、これまでの使用料は、過去からの経緯や近隣自治体の類似施設の事例などを参考にしていくのが実情です。このため、使用料収入のみで施設運営等に必要な費用のすべてを得ることは難しく、その不足分は市民の皆さんからの税金などで賄うこととなります。これは、施設を利用しない人も間接的に費用を負担しているということであり、施設を利用する人と利用しない人の間に不公平が生じていると言えます。

公共施設が、利用者に受益の対価として使用料を負担していただくものである以上、それが間接的であっても、利用しない人が負担をすることは適切ではありません。もちろん、これは使用料算定における理論上の話であって、施設運営等の費用を利用者だけですべて負担するという意味ではなく、実際には、使用料収入以外の拠出も少なからず発生しますが、公共施設を利用する人と利用しない人の負担の公平性からすれば、「利用する人で相応の費用を負担する」という考え方に基づいて使用料を算定することが必要です。

公共施設の使用料を、利用者の受益の対価として適正な額とし、市民の皆さんの負担の公平性を確保するためには、公共施設の使用料算定について、受益者負担の原則に基づく統一的なルールを定め、使用料を決定することが必要です。

このため、現行の公共施設の使用料については、原則、すべて見直しを行うこととし、統一的なルールのもと使用料を設定することによって、使用料の適正化と透明化を進めるとともに、市民の皆さんの負担の公平性を確保します。

2 現状における課題

使用料の算定方法が施設ごとに異なり、算定方法に明確な根拠や基準がないため、現行の使用料が負担の公平性の観点から適切なものであるか、利用者の受益の対価として適切なものであるかが明らかではありません。

また、使用料の減免についても、その適用は、本来、厳格に取り扱われるべきものですが、制度の趣旨に反して、過去からの慣例などにより、過大に適用されているものが見受けられます。

3 見直しの考え方

公共施設の使用料の見直しは、次の3つを基本方針として行います。

(1) 負担の公平化（受益者負担の原則）

施設を利用する方と利用しない方との負担の公平性を確保するため、施設を利用する方（受益者）が相応の費用を負担する「受益者負担の原則」に基づき見直しを行います。

(2) 算定方法の明確化（透明性の確保）

使用料の算定方法（算定に用いる数値・費用、計算式等）を明確にし、同種・同類の施設については、原則として、すべて同じ算定方法によって使用料を算定します。

(3) 減免適用の厳正化

使用料の減免は、真にやむを得ない特別な事由がある場合に限られる特別な措置であることを踏まえて、その適用に当たっては、負担の公平性（受益者負担の原則）を損なうことのないよう、公正に取り扱うこととします。

4 対象施設

原則として全ての公共施設の使用料を見直しの対象とし、新たに設定する使用料についても本方針に基づいて検討を行います。しかし、公共施設のなかには、法令等により使用料を無料とすることや使用料の算定等についての考え方が定められているものがあります。これらの施設に係る行政サービスの提供については、

統一的な取扱いが必要との法令等の趣旨に基づき、法令等で定められた方法や考え方によって使用料を算定します。

また、地方公営企業法が適用される事業に係る施設については、地方公営企業法により経済性を発揮することが求められており、独立採算による運営を目指すべき施設であるため、独自の基準によって使用料を算定することが適当と考えます。

<適用除外施設>

区 分	施設等例
法令等で使用料が無料と定められている施設	道路、公園、図書館、学校（学校開放事業を除く。）
法令等で使用料の算定方法等が定められている施設	保育所、病院（診療所含む。）、養護老人ホーム、老人福祉施設、市営住宅、道路等の占用料、土地等の行政財産使用料
地方公営企業法が適用される事業に係る施設	上下水道、工業用水道、市民病院、ボートレースに係る施設

5 使用料の算定

本市の公共施設（特定の施設を除く。）の使用料は、「原価」に「受益者負担割合」を乗じて算定することとします。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

(1) 原価の算出方法

受益者負担の原則に基づき、適正な使用料を算定するためには、その算定の基礎となる原価を的確に把握することが必要です。そこで、原価は施設運営等に要する費用から、施設管理以外の個別事業に係る費用を除いた経常費用の合計額（以下「維持運営管理費」という。）とします。

なお、公共施設は住民の福祉を増進する目的で設置された市民全体の財産であり、誰でも利用することができるものであるため、その建設や大規模改修等に要した費用（減価償却費を含む。）及び用地取得費は、公費で負担するものとし、原価には算入しないこととします。

また、原価の算出に当たっては、原則として、見直しを行う年度の前3か年度^(注)の維持運営管理費の決算額の平均値を用いることとします。

(注) 見直しを行う年度の前3か年度のうち、災害等の発生により例年と比較して維持運営管理費の増減が著しい年度がある場合には、当該年度を除く直近3か年度とします。

原価 = 維持運営管理費

【原価に算入する費用・原価に算入しない費用】

原価に算入する費用	直接人件費
	需用費
	役務費
	委託料（資産形成に伴わないもの）
	使用料及び賃借料
	工事請負費（資産形成に伴わないもの）
	備品購入費（個別料金設定以外のもの）
原価に算入しない費用	委託料（資産形成に伴うもの）
	工事請負費（資産形成に伴うもの）
	公有財産購入費
	備品購入費（個別料金設定があるもの）
	補償、補填及び賠償金
	施設管理以外の個別事業に要する経費

ア 施設（専用利用）の原価

会議室や体育館、グラウンドやテニスコートなど、一定のスペース（余白部分を含む。）を専有して利用する施設については、 $1\text{ m}^2 \cdot 1$ 時間当たりの単位原価^{※1}を算出し、これに専有する面積と利用時間を乗じて、1室（1施設、1区画）の利用に係る原価^{※2}とします。

※1 $1\text{ m}^2 \cdot 1$ 時間当たりの単位原価

$$= \text{年間維持運営管理費} \div \text{貸出可能面積}^{(\text{※3})} \div \text{年間実利用時間}^{(\text{※4})}$$

※2 1室（1施設、1区画）の利用に係る原価

$$= 1\text{ m}^2 \cdot 1\text{時間当たりの単位原価} \times 1\text{室（1施設、1区画）面積} \\ \times \text{利用時間}$$

※3 貸出可能面積とは、競技場や会議室など利用者が専有して使用できる場所を言い、ロビーや通路、管理者用事務所など、利用者が専有

して利用できない部分を除いた面積を言います。

※4 年間実利用時間は、次のとおり置き換えることも可能とします。

$$\text{年間実利用時間} = \text{年間利用可能時間} \times \text{稼働率}^{(\ast 5)}$$

※5 稼働率は収入実績等を勘案して設定することとします。

$$\text{稼働率} = (\text{使用料決算額} + \text{減免額}) / \text{年間徴収可能額}$$

イ 個人利用施設の原価

プールやトレーニング室など、一定のスペースを不特定多数の人が共同で利用する施設については、利用者1回・1人当たりの単位原価^{※6}を算出し、1時間当たりの単位原価は、1回当たりの平均利用時間で割り戻した額を1人・1時間当たりの単位原価^{※7}とします。

その際、年間平均利用者数については、見直しを行う年度の前3か年度の利用実績値とします。

1 施設の利用に係る原価については、次のとおりとする。

※6 1人当たりの単位原価

$$= \text{年間維持運営管理費} \div \text{年間平均利用者数}$$

※7 1人・1時間当たりの単位原価

$$= \text{1人当たりの単位原価} \div \text{1回当たりの平均利用時間}$$

ウ その他の施設の原価

上記ア～イによる原価算出が困難な施設については、その施設の運営・管理や利用の状況などを考慮して、個別に原価を算出します。

貸出施設とその他の施設とで維持運営管理費を切り離すことが困難な場合は、面積按分などの方法によって算出することとします。

(2) 受益者負担割合

市が提供するサービスには、道路、公園等の住民の日常生活に必要で市場原理によっては提供されにくいサービスから、スポーツ施設、入浴施設、宿泊施設などの運営のように特定の住民が利益を享受し、民間においても類似のサービスが存在するものまで多岐にわたっています。このため一律の受益者負担だけで料金を設定するのではなく、サービスを性質別に分類しその分類ごとに

「公費負担」と「受益者負担」の割合を設定することとします。

ア サービスの性質による分類

サービスの目的や機能について、公共性の高さや日常生活上の必要性、民間においても提供されているかどうかなど、サービスの性質を「必需性」と「市場性」の2つに分類します。

(ア) 「必需性」による分類

日常生活の必要（必需）性（必需的又は選択的）による区分は次のとおりです。

区分	必需的	選択的
性質	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するために利用する施設 ・社会的、経済的弱者等を擁護、支援するための施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活をより便利で快適なものにするため、個人の価値観や嗜好の違いによって選択的に利用する施設 ・主に個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設
必需性の強弱		
	1	2

(イ) 「市場性」による分類

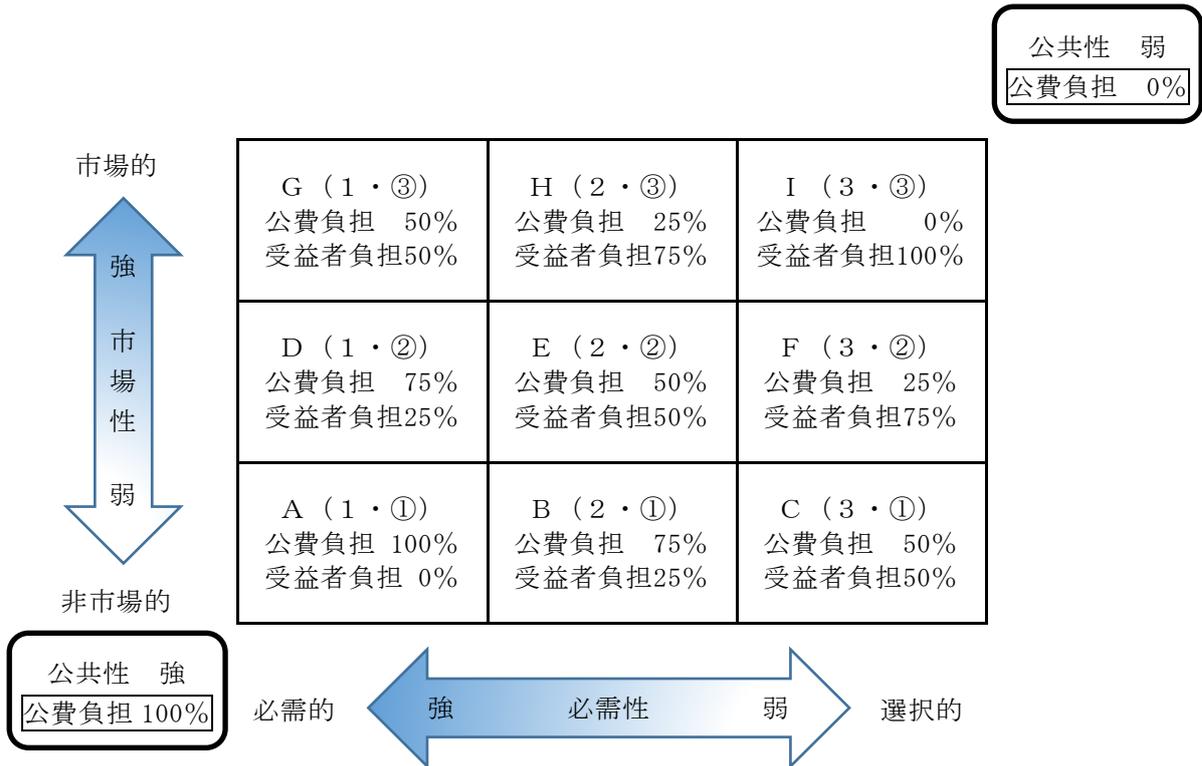
民間による提供可能（市場）性による区分（市場的又は非市場的）は次のとおりです。

区分	性質	市場性の強弱	
市場的	収益性（採算性）が高く、民間により同種・同類のサービス提供が期待できる施設		③
			②
非市場的	収益性（採算性）が低く、民間による提供が困難な施設	①	

イ 公共性の強弱による施設の負担割合

(ア) 負担割合の考え方

「ア サービスの性質による分類」の必需性による分類と市場性による分類の2つの視点をクロスさせることで、サービスの性質による公共性の強弱を区分し、負担割合を設定することとします。



※ この表は、必需性の分類（1～3）を横軸に、市場性の分類（①～③）を縦軸に当てはめたものです。

(イ) 施設の負担割合

「負担割合の考え方」に基づき、施設の負担割合については、次のとおり5段階の割合に区分します。

区分	公共性の強弱	受益者負担割合		参考	
				(1)用途	(2)施設等
I	A (1・①)	0% (A)	 0% 弱		道路、公園、図書館、学校等で教育のために利用する施設（ただし、実習実費は除く。）
II	B (2・①) D (1・②)	25% (B、D)			児童館、福祉施設、高齢者施設、交流施設、青少年育成施設、生涯学習施設、火葬場
III	C (3・①) E (2・②) G (1・③)	50% (C、E、G)		・会議室、研修室（和室含） ・ホール	文化施設
IV	F (3・②) H (2・③)	75% (F、H)			専有スポーツ施設、学校体育館
V	I (3・③)	100% (I)		・入浴施設（休憩室含） ・宿泊施設	駐車場、キャンプ場、個人利用スポーツ施設、観光施設、墓地

※負担割合については、(1)用途、(2)施設等の順で適用するものとします。

※使用料を無料又は設定していない施設においては、受益者負担の原則から一定の基準を定める必要があります。

※上記受益者負担割合に当てはまらない場合は、別に定めることとします。

6 消費税相当額及び地方消費税相当額

料金の算定にあたっては、算定の基礎となる過去3年間の維持管理費用等には、大半が消費税相当額及び地方消費税相当額（以下「消費税」という。）が含まれています。「5 使用料の算定」で示す計算方法は消費税込みの金額です。

7 料金の端数の考え方

個別の設置条例等に特段の定めがない場合は、算定後、10円未満の端数を切り捨てて単位あたりの原価とします。

8 使用料設定の例外

(1) 用途による料金設定

料金の算定においては、施設の設置目的（福祉施設、スポーツ施設、観光施設等）による負担割合を乗じることとしますが、会議室、入浴、宿泊においては、施設の設置目的ではなく用途により算定するものとします。

(2) 小人（児童等）の料金設定

観覧料、入場料などで、小人料金を設定する施設については、大人料金に2分の1を乗じた額とします。ただし、就学前の小人については、別に定めることができることとします。

なお、小人料金（年齢等）の考え方については、条例等により児童（小学生）や生徒（中高生）等を明記するものとします。

(3) 市外利用者

市の施設の管理において、公費で負担する部分については市民の税金を使用しているため、施設の利用に当たっては、市民が優先してサービスの恩恵を受けべきであり、市民以外の者の使用料は、観光施設及び駐車場を除き、原則として割増しすることとします。

(4) アマチュア以外の単価設定

一般（アマチュアを含む。）とは別に、アマチュア以外による施設の利用料は、別途単価を定めることができることとします。

(5) 営利目的等利用者

営利目的で使用する場合、又は、入場料を徴収する場合については、施設ごとに増額の規定を設けることとします。

(6) 延長料金の設定

延長料金については、1時間につき、各々の1時間単位当たり使用料の金額とします。

(7) 時間帯の取扱い

時間帯により料金設定に差を設けないこととします。

ただし、施設の利用頻度などを考慮し、施設利用の分散等進める必要がある

場合は、異なる料金設定を設けることができることとします。

(8) 最低金額の設定

この方針による算定の結果、1回又は1時間あたりの使用料が110円未満となる場合は、110円（税込み価格）と設定します。

なお、小人料金を設定する場合は、大人料金に2分の1を乗じた額（端数切捨てにより50円）とします。

(9) 同種施設のグループ化

公民館やスポーツ施設（学校体育館を含む。）など同種施設については、グループ化により使用料を調整することができることとします。

(10) 改定時における見直しの特例

算定の結果、改定前の使用料と比較してかい離が±10%以内である場合や経営的視点が必要な場合は、使用料の改定を行わないことも可能とします。

(11) 政策的な料金設定

他の施設との競合や均衡、立地条件など施策として配慮する必要がある場合は、政策的に料金を設定することができることとします。

9 激変緩和措置等

受益者負担の原則に基づき、明確で統一的な算定方法を定め、これにより使用料を算定することによって、公共施設の使用料は、市民の皆さんにとって公平で適正なものとなります。しかし、その算定方法により算定した使用料が、現行の使用料を大幅に上回ることになれば、これは施設利用者にとって大きな負担となり、これにより施設の利用者が激減するという事態が発生することも考えられます。逆に、現行の使用料を大幅に下回ることになれば、近隣自治体や民営の施設との不均衡が生じ、利用者の混乱を招く恐れもあります。

このため、使用料の改定に当たっては、改定後の使用料が急激に変化することがないように、改定により大幅な増額となる場合は、改定前の1.5倍を限度とします。

10 指定管理者制度を導入している施設の取扱い

指定管理者制度を導入している施設の使用料についても、本方針に基づき見直しを実施します。なお、公募により指定管理者を決定した施設で、既に協定を締結している指定期間については現行のままとし、見直した使用料の導入は、新たな指定管理期間が始まる時点とします。ただし、税制変更等の特殊事情がある場合についてはその都度使用料を見直すこととします。

11 減免の取扱い

使用料の減免制度は、施設の設置目的や利用者の個別事情などを考慮して、真にやむを得ない特別な事由がある場合に限り適用が認められるもので、その取扱いは特に厳格なものでなければなりません。

公共施設の使用料は、利用者にとって最小の負担となるように低価格の設定とされていますが、それにも関わらず、さらに減免を適用すれば、結局、その減免分は市民の皆さんの税金から補填されますので、安易に減免を適用することは、負担の公平性（受益者負担の原則）を損なうこととなります。

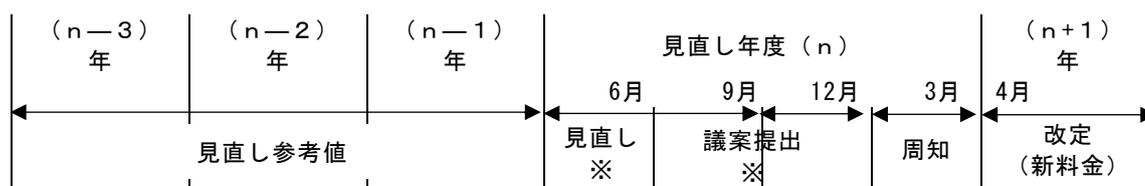
減免の取扱いに当たっては、このことを改めて認識するとともに、その重大さをしっかりと受け止め、過去の実績や慣例などによって安易に減免を適用することのないよう、使用料減免手続きガイドライン（平成31年3月策定）に基づき厳正に取り扱い、公平性の確保に努めることとします。

12 改定の時期及び周期

今回の見直しによる使用料の改定は、これに係る事務処理や市民への周知期間等を考慮し、令和5年4月の適用を目標に進めることとします。

また、以後は、社会情勢や財政状況等に対応した適正な使用料とするとともに、利用者の混乱や事務手続の混乱を避けるため、原則として4年ごとに見直しを行い、必要に応じて使用料の改定を行うものとします。

見直しのスケジュールについては、次のとおりです。



※指定管理施設の更新年度と使用料の改正年度が同一の年度となる場合は議案提出は6月となる。

13 その他

(1) 附属設備や夜間照明について

附属設備や夜間照明及び備品などの使用料については、各施設の利用形態や設備の種類、規模等がそれぞれ異なることから、施設ごとに個別に設定することとします。

(2) 冷暖房料金について

これまでは、会議室等における施設使用料において、冷暖房施設の加算額等として、別途使用料金を設定していましたが、冷暖房を使用した際の光熱水費を1年間の施設の維持運営管理費に含めて計算することとしているため、冷暖房費込の使用料とします。

ただし、体育館やホールなどの大規模施設等では、冷暖房設備の規模の違いもあるため、別途冷暖房使用料を徴収することを可能とし、その場合は、冷暖房に係る光熱水費を施設の維持運営管理費から除き使用料を算定することとします。

(3) 基本方針の見直し

消費税率の改正など社会情勢の変化により、基本方針に見直しの必要が生じた場合には、その都度見直しを行います。